

## 嬉野市おもてなし条例

私たちの住む嬉野市は、奈良時代から古き書に記されているように塩田川のほとりに田園が広がり、また、美肌の湯として名高い温泉が湧き、お茶、焼き物、お酒、農産物など全国に誇る特産物が産出されています。

江戸時代には、嬉野は長崎街道の宿場町としてにぎわい、また、塩田は全国各地との交易の場として栄え、たくさんの人、もの及び文化が行き交い、人と人とのふれあいの中で、先人たちにより地域色豊かな文化が育まれてきました。街道筋の温泉地として、また、川港としての商いを通して培われた真心の込められたおもてなしの心は、今も連綿と私たちに受け継がれています。

嬉野市を訪れる人に、おもてなしの心をもってまちの様々な魅力を伝え、その魅力にふれていただくために、私たち自らが地域の資源を認識し、かつ、それを活かしながら後世に伝承していく必要があります。

人とまちを思いやる、「ひとにやさしいまちづくり」を進めている私たちは、先人から受け継いだ財産である「おもてなしの心」で、魅力ある嬉野市の価値を更に高め、いつまでも暮らし続けたいと思えるまち、何度でも訪れたいと思われるまちを目指します。

私たちの住む嬉野市を、誇ることのできる輝けるまちにしていくことが私たちの願いであり、ここにその思いを込めてこの条例を定めます。

### (目的)

第1条 この条例は、本市におけるおもてなしの基本理念を定めるとともに、市、議会及び市民等の役割を明らかにすることにより、おもてなしの心を育む地域づくりを協働して推進し、活力に満ちた魅力あるまちづくりの実現に寄与することを目的とします。

### (定義)

第2条 この条例において「おもてなし」とは、全ての人に心地よく過ごしていただくために、来訪者を温かく受け入れ、親しみの心を込めて接し、また、思いやりを持って振る舞うことをいいます。

2 この条例において「市民等」とは、市内に在住し、在勤し、又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいいます。

(基本理念)

第3条 おもてなしは、市、議会及び市民等が本市の歴史、文化、伝統、自然等に対する理解と関心を深め、郷土愛と誇りを持って推進します。

2 おもてなしは、市、議会及び市民等の協働で推進します。

3 おもてなしの推進に当たっては、市、議会及び市民等は、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、全ての人が心地よい感動を得られるよう努めます。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づいて、おもてなしに関する施策を講じ、これを総合的に実施します。

2 市は、おもてなしの視点から地域の資源を活かし、かつ、各産業との連携を図りながらまちづくりの施策を推進します。

3 市は、市民等によるおもてなしの推進のための自主的な取組の促進を図るため、市民等に対し、相互の連携の推進、情報の提供、啓発活動その他の必要な支援を行います。

(議会の役割)

第5条 議会は、基本理念に基づき、おもてなしの心を育む地域づくりの発展のため、市民等の意思及び来訪者の意見を的確に把握し、施策の積極的な立案及び提言に努めます。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、おもてなしのまちづくりの担い手であることを心掛け、来訪者を温かく迎えるとともに、地域、職場、学校等あらゆる場でおもてなしに努めるものとします。

2 市民等は、基本理念に基づき、おもてなしに関する取組に協力するよう努めるものとします。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。